

議案第41号

新居浜市災害対策基金条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市災害対策基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年5月16日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市災害対策基金条例の一部を改正する条例

新居浜市災害対策基金条例（平成17年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 災害予防、災害応急対策、災害復旧、被災地への支援活動等の災害対策に係る財源を確保し、災害に対する迅速な対応と災害からの早期復興を図るため、新居浜市災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害予防をはじめ、災害が発生した場合の災害復旧、被災地への支援活動等、総合的な災害対策に基金を活用することとするため、本案を提出する。